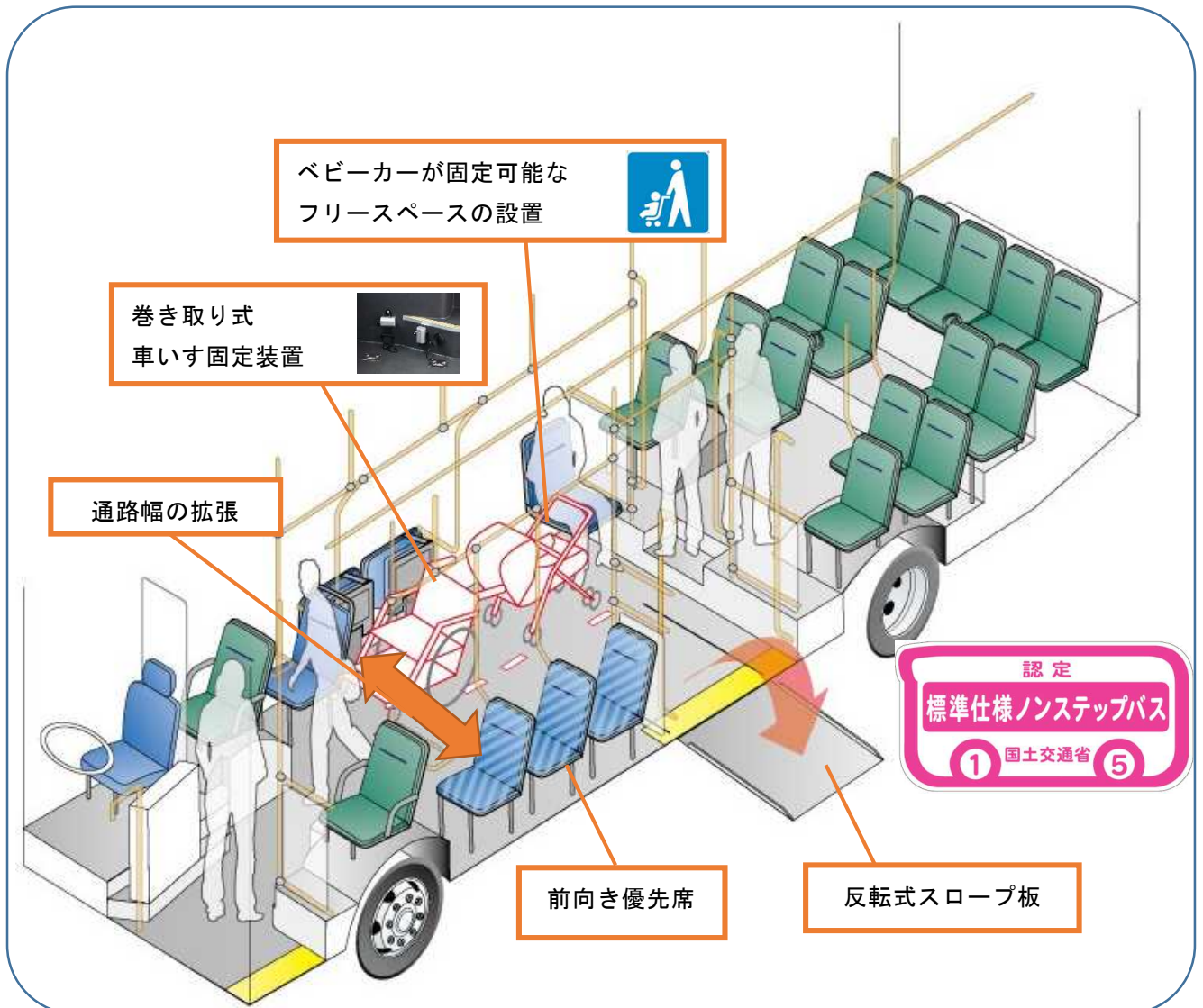


別紙


○主な標準仕様の変更項目



【標準仕様】

部位	標準仕様
乗降口	<ul style="list-style-type: none"> ・乗降口の端部は路面と明確に識別する。 ・乗降口にステップ照射灯などの足下照明を設置し、夜間の視認性を向上させる。 ・車いすを乗降させる乗降口の有効幅は900mm以上（小型は800mm以上）とする。 ・大量乗降を想定する大型車両の場合には、<u>少なくとも一つの乗降口の有効幅は1000mm以上とする。</u> ・乗降時のステップ高さは270mm以下とする。 ・傾斜は極力少なくする。 ・乗降口の両側（小型では片側）に握りやすくかつ姿勢保持しやすい握り手を設

	<p>置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 乗降口に設置する握り手の太さは 25mm 程度とする。 握り手の表面は滑りにくい素材や仕上げとする。
低床部通路	<ul style="list-style-type: none"> 乗降口付近を除く低床部分の通路には段差やスロープを設けない。 車いすが移動する部分の通路幅は 800mm 以上とする。 低床部の座席配列が左右それぞれ 1 列のもの(いわゆる都市型バス)にあつては前輪等による車内への干渉部から後方の低床部の全ての通路幅を 800mm 以上とする。(ただし、都市型以外の座席配列のもの(いわゆる郊外型)及び全幅が 2.3m 級以下のバスであつて、構造上、基準を満たすことが困難なものについてはやむを得ない。)
床	<ul style="list-style-type: none"> 床は滑りにくい材質又は仕上げとする。
後部段差	<ul style="list-style-type: none"> 段差の端部は周囲の床と明確に識別する。 低床部と高床部との間の通路に段差を設ける場合には、その高さは 1 段あたり 200mm 以下とする。 低床部と高床部との間の通路にスロープを設ける場合には、その角度は 5 度(約 9% 勾配)以下とする。 ただし、後部座席の床と通路の間に段差を設けない場合にあつては、低床部と高床部との間の通路に設ける段差の高さとスロープの角度の関係は、下図の範囲にあればよい。 <div style="text-align: center;"> <p>スロープの角度(度)</p> <p>段差高さ(mm)</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> スロープと階段の間には 300mm 程度の水平部分を設ける。 段差部に手すり等をつける。
手すり	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者、障害者などの伝い歩きを考慮した手すりなどを設置する。 車いすスペースについては、車いすの移動に支障をきたさないように手すりなどを配置するとともに立席者用の天井握り棒や吊革などを設置する。 縦握り棒は低床部にあつては座席 1 列(横向き座席の場合は 2 席、車いすスペースに備える前向き跳ね上げ座席にあつては 2 席、3 人掛け横向き跳ね上げ座席にあつては 3 席に 1 本)ごとに通路に面した左右両方に 1 本配置し、高床部にあつては座席 1 列ごとに通路に面した左右いずれかに 1 本配置する。(ただし、非常口付近の脱出の妨げとならないように、取り外し又は折りたたむことができる構造の座席についてはこの限りでない。) タイヤハウスには高さ 800mm 程度の高さの位置に水平手すりを設置する。 手すりなどは、乗客が握りやすい形状とする。 手すりなどの太さは 30mm 程度とする。
車内表記	<ul style="list-style-type: none"> 車内表記は、わかりやすい表記とする。 車内表記は可能な限りピクトグラムによる表記とする。 ピクトグラムおよびその大きさは添付図を参照する。 認知度の低いピクトグラムについては、最小限の文字表記を併用する。
降車ボタン	<ul style="list-style-type: none"> 降車ボタンは、わかりやすく押し間違えにくい位置に設置する。 視覚障害者に配慮し、押しボタンの高さを統一する。ただし、優先席及び車いすスペースに設置する押しボタンはこの限りではない。 縦握り棒に配置する押しボタンは床面より 1400mm 程度の高さとする。 座席付近の壁面に配置する押しボタンは、床面より 1200mm の高さとする。

スロープ板	<ul style="list-style-type: none"> ・車いすを乗降させるためのスロープ板の幅は 800mm 以上とする。 ・地上高 150mm のバスベイより車いすを乗降させる際のスロープ角度は 7 度（約 12%勾配）以下とし、長さは 1050mm 以下とする。 ・スロープ板の表面は滑りにくい材質若しくは仕上げとする。 ・スロープ板は、容易に使用できる場所に設置または格納する。
車いすスペース	<ul style="list-style-type: none"> ・バスには 2 脚分以上（車いすでの利用者の頻度が少ない路線にあつては 1 脚分）の車いすスペースを確保する。 ・車いすを取り回すためのスペースが少ない小型バスなどの場合は 1 脚分でもやむを得ない。 ・車いす使用者がバスを利用しやすい位置に車いすスペースを設置する。 ・乗降口から 3000mm 以内に設置する。 ・車いすスペースは、車いすを取り回しできる広さとする。 ・車いすを固定する場合のスペースは 1300（長さ）×750（幅）×1300（高さ）mm 以上（2 脚の車いすを前向きに縦列に設ける場合には 2 脚目の長さは 1100mm 以上）とする。 ・後向きに車いすを固定する場合には、車いすスペース以外に車いすの回転スペースを確保する。 ・車いす固定装置は、短時間で確実に車いすが固定できる巻き取り式等の構造とする。 ・前向きの場合は車いすを 3 点ベルトにより床または車体に固定する。 ・後向きの場合は背もたれ板を設置し、横ベルトで固定する。 ・前向きの場合には、<u>車いす使用者用の人ベルトを用意しておき、希望によりこれを装着する。</u> ・後向きの場合には、<u>車いす用姿勢保持ベルトを用意しておき、希望によりこれを装着する。</u> ・車いす使用者がバス乗車中に利用できる手すりなどを設置する。 ・車いす使用者が容易に使用できる押しボタンを設置する。 ・押しボタンは手の不自由な乗客でも使用できるものとする。
フリースペース	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>ベビーカーを折りたたまず乗車できるフリースペースを設けることができる。この場合において車いすスペースと共用とすることができる。</u> ・<u>フリースペースに備える座席は、常時跳ね上げ可能な座席とする。</u> ・<u>フリースペースにはベビーカーを固定するベルトを用意する。</u> ・<u>フリースペースにはベビーカーを折りたたまず使用できることを示すピクトグラムを貼付する。（ストラップの使用法、車いす乗車の際の優先も記載する。）</u>
車外表示装置	<ul style="list-style-type: none"> ・車いすマーク、ベビーカーマークは、車外の乗客から容易に確認できるようにする。 <p>【参考】ベビーカーマーク</p> 
車外放送装置 優先席	<ul style="list-style-type: none"> ・車外の乗客とバス乗務員とが容易に情報交換できるようにする。 ・優先席は乗降口に近い位置に 3 席以上（中型バスでは 2 席以上、小型バスでは 1 席以上）原則として前向きに設置する。 ・優先席は対象乗客が安全に着座でき、かつ、立ち座りに配慮した構造とする。 ・乗客の入れ替わりが頻繁な路線では、優先席は少し高め（400mm～430mm）の座面とする。 ・優先席には、乗客が利用しやすい位置にわかりやすい押しボタンを設置する。 ・押しボタンは手の不自由な乗客でも使用できるものとする。 ・乗客が体を大きく捻ったり、曲げたりするような位置への降車ボタンの配置は避ける。
室内色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・座席、縦握り棒、通路及び注意箇所などは高齢者や視覚障害者にもわかりやすい配色とする。 ・高齢者および色覚障害者でも見えるよう、縦握り棒、押しボタンなど、明示さ

	<p>せたい部分には朱色または黄赤を用いる。</p> <ul style="list-style-type: none">・天井、床、壁面など、これらの背景となる部分は座席、縦握り棒、通路及び注意箇所などに対して十分な明度差をつける。
<u>車内安全確認 設備</u>	<ul style="list-style-type: none">・運転者から車内の大部分が確認できるミラー、モニター等を設置する。・ミラー、モニター等は運転者席から容易に確認できる位置に設置する。